

## 「境界問題解決支援センター滋賀」 設立趣意書

土地家屋調査士はこれまでの業務において、土地境界に関する紛争の現実を目の当たりにしてきました。また常に隣人同士が争うこととなる境界紛争の特殊性から、第三者から与えられた形での決着では必ずしも良き相隣関係の修復には至っていないことを強く感じてきました。

これまでの境界問題の解決手段としては、裁判所による土地境界確定訴訟がありますが、残念ながら、境界に関する専門家の知見が十分に生かされているとは言えず、登記との連携がとられていない、また判決に至るまでに多大な時間を要する等の指摘もあります。他方、平成18年1月からは法務局においても筆界特定制度が導入されましたが、所有権界を扱わないこと、行政処分性が無いこと等により、時として申請人の期待とは異なる場合も想定されます。

このことから滋賀県土地家屋調査士会では滋賀弁護士会の協力のもと、「境界問題解決支援センター滋賀」を設立し、土地家屋調査士の境界に関する知識・経験と弁護士の紛争解決に関する法的知識・経験との相乗効果による、新たな解決手段として社会に定着することをめざしたいと考えております。

本センターは、当事者双方が納得して自らが問題解決し、専門家はこれを支援するという立場を基本とし、必要があるときには登記処理手続に至るまでの解決をめざし、紛争が再発することなく円満な相隣関係が保たれることを目標に運営し、また土地家屋調査士と弁護士が相談の段階から常に関わらせていただけることで、市民の皆様安心して利用して頂けるものです。さらに本センターは、その活動を通じて境界紛争が起こりにくい社会の実現とそのため土地境界（筆界）情報の取り扱いについて管理機関である滋賀県土地家屋調査士会とともに研鑽に努めたいと考えております。

市民の皆様にとっては裁判所による解決、法務局における筆界特定制度による解決に加え、本センターにおける相談、調停という境界紛争解決手段の選択肢が増え、またこれらの機関がお互いに連携することによって、国民の権利のさらなる明確化に寄与することができると確信しております。

つきましては、本センターの設立の趣旨をご理解いただき、広くご利用いただけますようお願い申し上げます。